附則第二十条第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同条第二項中「0.1」を「0.8」に、「2.2」を「2.23」に、「平成12年人口」を「平成17年人口」に、「島しよ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の人口」を「島しよ（当該事務所と陸路続きのものを除く。）の平成17年人口」に改める。

附則第二十一条を削る。

附則別表第三、附則別表第三の二、附則別表第八及び附則別表第十を次のように改める。

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市　名	率
青　森　市	0.302
武蔵野市	2.215
三　鷹　市	1.154
守　口　市	2.593
芦　屋　市	0.193

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市　名	率
札　幌　市	0.033
仙　台　市	0.007
千　葉　市	0.004
横　浜　市	0.013
静　岡　市	0.008
浜　松　市	0.014
名古屋市	0.110
大　阪　市	0.038
堺　　市	0.025
岡　山　市	0.014

附則別表第八

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市町村名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石　垣　市	9.498	3.595
宮古島市	7.518	2.811
伊　江　村	5.462	2.008
渡嘉敷村	5.462	2.008
座間味村	5.462	2.008
粟　国　村	5.462	2.008
渡名喜村	5.462	2.008
南大東村	11.478	4.379
北大東村	11.478	4.379
伊平屋村	5.462	2.008
伊是名村	5.462	2.008
久米島町	5.462	2.008
多良間村	9.498	3.595
竹　富　町	11.478	4.379
与那国町	11.478	4.379

附則別表第十

平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例

（附則第十八条算式の符号α及びβ関係）

市　名	α	β
宇都宮市	0.4857	1,681.3
相模原市	0.4886	5,988.0
富　山　市	0.5007	8,679.2
長　野　市	0.4296	5,871.1
静　岡　市	0.2979	5,126.3
浜　松　市	0.4098	6,299.3
岡　崎　市	0.4667	7,319.5
京　都　市	1.0091	24,111.2
堺　　市	1.9712	129,109.7
姫　路　市	0.4627	5,872.4
奈　良　市	0.4796	434.1
岡　山　市	0.4788	8,847.9
福　山　市	0.4620	5,176.3
高　松　市	0.3310	4,393.0
高　知　市	2.6337	262,307.5
長　崎　市	1.0090	44,988.4
熊　本　市	0.2908	3,690.3
宮　崎　市	0.3178	2,522.3

附則別表第十一中「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を「雇用対策・地域資源活用推進費」に改め、附則別表第十三を次のように改める。

附則別表第十三

⑴　道府県の補正指数に係る率等（第19条の16関係）

補　正　指　数　区　分	率　　等	
	A	B
補正指数が0.30未満のもの	0.960	0.288
同上0.30以上0.40未満のもの	1.920	
同上0.40以上0.50未満のもの	3.120	−0.480
同上0.50以上0.60未満のもの	4.560	−1.200
同上0.60以上0.70未満のもの	6.240	−2.208
同上0.70以上0.80未満のもの	9.120	−4.224
同上0.80以上のもの	13.440	−7.680